

令和6年度第2回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 令和6年12月25日（水）午後2時15分～午後4時10分

場 所 おだわら市民交流センターUMECO 会議室1・2

出席者 文化財保護委員

勝山委員（副委員長）、岩橋委員、大谷津委員、小澤委員、差波委員、田尾委員、長塚委員、平田委員、山本委員

※欠席委員 相澤委員（委員長）

小田原市

文 化 部：大木部長、湯山副部長

文化財課：湯浅課長、長谷川副課長、小林副課長、佐々木副課長、大島主査、本多主査、三浦主査、鳥居主査

1 開会

2 文化部長あいさつ

3 議事

（1）協議事項

ア 市指定文化財新規候補物件（案）について

事務局が資料1に基づき説明。

資料1－1を御覧いただきたい。調書案①「本小札 紫 糸素懸 威 腹巻」である。

令和5年第2回の委員会では、参考資料として鑑定書をつけたが、今回は割愛している。委員に御指摘いただいたとおり、林原美術館の所蔵を経た経緯から、今後、また明らかになる事柄があるかと思うが、現状の鑑定における品質、由来から、候補物件としているものである。なお、小田原城天守閣所蔵で常設展示中である。委員会の御案内に天守閣特別展の案内を封入したので、機会があれば実物を御覧いただければ幸いである。

次に、資料1－2の調書案②を御覧いただきたい。会議の前に行われた現地視察で実物を御覧いただいた、総世寺所蔵の「絹本著色 涅槃図」である。こちらも昨年度の委員会で付した委員長の御所見は、今回は割愛している。2月に総世寺本堂で涅槃会が執り行われた際、掛かっていた状況を写真撮影し、箱書きも再確認した上で、調書を微修正している。

次に、資料1－3の調書案③を御覧いただきたい。前回の委員会で担当学芸員が御報告した「小田原古式消防」である。構成要素は「鳶職木遣」「纏振り」「梯子乗り」で、木遣については民俗音楽が御専門の玉川大学講師の寺田氏に譜面起こしと御所見をお願いし、資料として配布した。同じ曲で比較した場合に、同じ小田原古式消防の中で、時代による特徴の差はみられる一方で、川崎など他の地域とは差異がみられないという、これは合同で練習会を開催しているので致し方ない部分ではあるが、こういった結果となった。

なお、保存会の実態としては、後継者が不足しており、指定文化財として保存を図る意義があるのではないかと考えている。前回、大谷津委員にも御所見をいただいたとおり、こちらも候補とできればと考える。

質疑

副委員長

今回、3件の調書案が出ているので、それらについて御意見をいただければと思う。まず、調書案①の工芸品「本小札紫糸素懸威腹巻」について御意見があればいただきたい。

この調書案の作成に関わられたのはどなたか。

事務局

かなり以前からやり取りをしており、その時の文化財保護委員の方にも御意見をいただきながら、最終案は天守閣の学芸員が微修正をしてこのかたちになった。客観的でない事象については含めないように釘を刺されてはいるが、やはり小田原市として所蔵している元々の目的として、北条家に伝来するものという謂われがあり、それに触れないわけにはいかないため、このことについては記載している。

副委員長

調書案①について特に御意見が出ないようであれば、本日の視察で皆さんが御覧になった調書案②「涅槃図」について御意見をいただきたい。

先ほど、涅槃図を写真撮影したとのことだったが、やはり涅槃会で実際に涅槃図として使われているのか。

事務局

そうである。先ほどの玉寶寺での視察では平らに広げた状態で御覧いただいたが、涅槃図を所蔵しているのは、玉寶寺と同じ御住職が管理をされている久野の総世寺であり、本堂の脇に掛けられ下まで伸びた状態で拝見できた。今回は簡易的なかたちで御覧いただいたが、撮影の際は掛かった状態で、光源等を考慮して行った。

副委員長

涅槃会は毎年行われるのか。

事務局

毎年2月1日から15日に行われる。先ほどの御住職のお話によると、涅槃図に痛み等も出てきているということで、御内儀が仏画を描かれるそうで現在涅槃図を作られていて、今後はそれを掛けたいと仰っていた。

先ほどの視察の際に申し上げたとおり、軸が立派だが重量があるため本体の負担となっているので、もし御相談があればだが、修理をするならば軸の部分になると思っている。

副委員長

そうすると、現役で使われるのは今年が最後だったということか。

事務局

仰るとおり、今年が最後だったということになるかと思う。

副委員長

現地視察では発言できなかったことでも何かあれば御意見をいただければと思うが、特になければ調査案③「小田原古式消防」に移りたい。前回の委員会で詳しく説明を伺ったが、今回調書というかたちで出てきたので、何かあれば御意見をいただきたい。

大谷津委員、何か補足することがあればお願いしたい。

委員

非常に丁寧に調書を書いていただいて、大体網羅できているかと思う。調書はそれぞれの自治体で書き方がるので、小田原市の方式かもしれないが、少し気になったのは音楽的なところである。古式消防ということで、「木遣」「纏振り」「階子乗り^{はしご}」などの要素をトータルで指定するということになるが、大きな要素の一つはやはり木遣だと思う。それで音楽の専門家である寺田先生に判断をしていただいたということだが、小田原には「大漁木遣唄」もあり、そちらは市の文化財に指定されているが、そこの差別化というか、どこが違うのかを書き込まれた方がいいと思う。同じ木遣でも違いがあるので、そういった記述があるといいということが一つある。あとは、寺田先生が所見をお書きくださったが、前回と比べて音楽的なところがどの程度反映されたか分からないので、そのあたりを伺いたい。また、実際の古式消防の様子をなかなか見る機会がなく、前回の委員会で映像を少し見せていただいたが、あつという間だったので、階子乗りの様子や木遣唄を歌っているところ、唄も聴いていただくといいのではないかと。所見に書かれているか分からないが、寺田先生に直接伺ったところによると、技量の点で少し問題があるということだった。木遣はピッチといって音程を一定に保たなければならないそうだが、どうしても音程が下がってしまうようだ。先ほど事務局からの説明にもあったが昔の音源と比較したところ、昭和40年代の音源は7分も8分も音程が下がらず、アドリブでこぶしが入るなど、昔の人のレベルはすごく高いそうである。それは難しいとは思いますが、段々ピッチが下がると木遣の本質が失われてしまう。お囃子も基本とそうでないものがあるように、基本は保ってもらわなければならないので、できれば技量を保ってもらよう指定の際に意見として付け加えられたらいいのではないかと二人で話した。調書の内容には書き込まないと思うが、そういう現状がある。あとは保存会の実態としてどういう現状であるのか、無形民俗文化財なので、継承されているとは思いますが今後どういう方向にいった方がいいのかということについて、もう少し書き込まなくていいのかと思った。そのあたりは市のやり方があると思うので御判断いただければと思う。もう一点、沿革のところだが、近代になってから、戦後も江戸木遣を迎えて佐奈田霊社に参拝するなど江戸と交流があったことが新聞記事で残っているので、そうした生活との結びつきについても沿革のところに書き込まれたらいいと思う。報告書は非常に丹念に作られていて、報告書の後のところなので今回反映されなかったと思うが、御検討いただけたらと思う。

事務局

寺田先生もまさしくピッチのことを仰っていて、古式消防の方も自覚はお持ちということであった。次回の委員会では、今回いただいた御意見を反映させた調書をお示ししたい。また、木遣の音声についても、次回の委員会で御用意したいと思う。

委員

技量の点に問題があるということだったが、その場合、候補物件として指定に向けて頑張ってほしい等の意見は伝えるものなのか。

事務局

先ほど委員の御発言にあったように、指定時の文章には入らないが、文章内でうまく伝えられたらと思う。ただ、古式消防記念会でも日々練習をしており、何十年という時代の中で変遷をしているので、昭和 40 年代当時の音源を聴いて練習してほしいといった趣旨の記載になると思う。

副委員長

3 件の調書案のうち、①と②についてはこれまでの委員会で何回か議題となったものだが、③の古式消防については前回の委員会で報告書が挙がって初めて見たものかと思う。先ほどもう少し調書に書き足した方がいいという御指摘があり、それを踏まえて次回諮問が出てくるかと思うが、このまま進めていいかどうか。技量の問題などあったが、こういう状況のものを指定していいものなのか、もう少し時間をかけた方がいいのかという判断が必要となる。そのあたりはいかがか。

事務局

無形民俗文化財は時代による変遷があるという理解をしている。昔のものは芸事として価値があると思うが、市の教育委員会としては、決して今の時代のものを否定するものではないという立場をとりたい。古式消防でも日々練習に励んでいるので、かつて自分たちが歌い継いでいたオリジナルも折にふれて確認してほしいということは伝えたいと思うが、こうした変遷も含めて無形民俗文化財としての価値ではないか。

副委員長

文化財保護委員会として、こうしたものを文化財に指定して盛り上げていくというかたちをとるかどうか。

委員

事務局の意見はもっともだと思うが、縦の流れで時間的なところで比較し、過去よりは少しレベルが下がっているという話をしたが、横並びで見た時も、木遣の本質を崩さないレベルでやっていただくというのは基本である。そこを担保し、文化財保護委員会で認めていただくか、もう少し時間をかけるかという判断になるかと思うので、やはり一度聴いていただきたらどうか。自分もまだ直接聴けていないが、1 月 11 日に行われる出初式でなるべく聴いてみたいと思っている。難しいところだが、委員会の先生方の御判断も大事かと思う。

副委員長

他の委員の方いかがか。こうした状況のものを指定するか、もう少し時間をかけるか。ただやはり文化財保護委員会としては、文化財に指定して応援していく、盛り上げていくというのが本筋ではないかと思うが。

事務局

一つの事情として、古式消防の方々は後継者不足を非常に懸念されているということがあ

る。特に階子乗りは、鳶職組合内では人を集めきれないという現状がある。指定文化財という顕彰を受けないと周囲から人を集められない、存続ができないという危惧が非常に強い。だからと言ってというところではあるが、そのあたりも踏まえて最終的な御意見をいただければと思う。

副委員長

今の状況では意見も出てこないと思うので、このかたちで最後の諮問を乗り越えられるかということになるかと思う。

委員

調書案①「本小札紫糸素懸威腹巻」は、小田原城天守閣で常設展示しているということ、天守閣はリニューアルしてからあまり経っていないが、そもそも博物館施設ではないので、どのような展示環境なのか、特に光による退色など注意されているのか伺いたい。

事務局

この資料が入っているケースはエアタイトケースである。照明については少なくとも紫外線はカットされており、調光ができるケースなので学芸員により適切に管理されていると捉えている。

副委員長

話が元に戻ったので、調書案の出ている文化財3件について今後どのように進めていくのか事務局から説明をお願いしたい。

事務局

調書案③古式消防については、再度調書等を整え、次回の文化財保護委員会で音声を御披露し、その上で御判断いただきたいと考えている。小田原市教育委員会のやり方として、2年の文化財保護委員としての任期の間に数点の候補について議論いただき、最後の委員会は3月を想定しているが、そこで教育委員会から諮問をし、答申をしていただくこととなる。その1回で諮問・答申という流れになる。そこで御判断いただいた上で、答申案については委員長と副委員長にお任せいただき、後ほど事務局で仕上げることとなる。通常よくある答申文を渡すセレモニーのようなものはその場では行わず、基本的には議論のみとなるのでよろしくをお願いしたい。

副委員長

古式消防についてはお正月に行われる出初式などを御覧いただき調書を整えて、もう一度議論をする余地があるということですのでよろしいかと思う。他に御意見はないか。

委員

無形文化財は技術に対して指定や登録がされることになると思うので、この場合もある程度の技術がボーダーになるということを小田原市がアピールした方がよろしいかと思う。そのあたり、かなり厳しいものなのだという事は、文章では難しくても言葉では伝えた方がよろしいかと思う。

事務局

仮に次回の委員会で指定が決まったとしても、それで終わりではなく、むしろ我々は保護

する立場としてお付き合いが始まることになるので、皆様の御意見をしっかりと伝えたい。

副委員長

本日の調書案に諮問の理由を付したものが次回の委員会で示されるので、最終判断は次回ということで事務局にはお願いしたい。

イ 小田原市文化財保存活用地域計画について

事務局が資料２に基づき説明。

今回は、主に第４章以降について御意見をいただければと思っている。

46 ページからの第４章は、既往調査と現在の取組について、あるがままに記述している。

59 ページからの第５章は、将来像を「先人たちが築いた歴史とともに暮らすまち 暮らしを通してその歴史を未来へつなげていく」とした。

理由は以下に記載のとおりで、豊富な文化財、歴史資源について市民がこれを意識し、未来へつないでいくまちを目指していきたいと考えている。

63 ページからの第６章については、自治会に対するアンケート調査やワークショップを通じて得られた課題とそれに対応する方針、措置を記載している。

73 ページからの第７章については、検討中のため、ところどころ空欄の箇所が残っている。１の関連文化財群は市域の文化財、これは指定文化財に限らずだが、これをカテゴライズしてテーマ・ストーリーを持たせている。本市の歴史文化の特徴を示すものとして非常に大事な箇所であると認識している。柱建てについては、73 ページの①～⑧のと通りの文化財群とした。それぞれについて、概要、構成文化財、関連する取組や施設、保存と活用まで書き込んでいく。関連文化財群３「曾我物語と鎌倉幕府ゆかりの地」に空白が多く申し訳ないが、御容赦いただきたい。

111 ページからの文化財保存活用区域の設定は、着手したばかりでかなり荒いものとなっている。文化庁の指針でもこの設置は必須ではない。先ほどの関連文化財群と何が違うかというところについては、「文化財が集積している」エリアを設定するという点である。現在、三つの区域を記載しているが、本市は、国指定史跡を三つ抱えている稀有な自治体であり、活用の面でも、特に小田原城跡の整備に力を入れている現実に応じた設定が相応しいのではないかと考えている。そうした意味では、小田原城三の丸地区としている範囲を「本市の歴史的風致維持向上計画」同様に総構の内側にすべきと考えるが、かなり範囲が広がるため、その妥当性を踏まえ、次回御提案したい。

116 ページからの第８章に移る。多くの文化財が被害を受けた「令和６年能登半島地震」は、活断層が市域を走る本市においても他人ごとではない。ただし、文化財レスキューの仕組みを含め、広域的に取り組む側面が多い課題であるので、措置についてもそれを意識した記載となっている。

120 ページの推進体制も抜けているが、今後、精査をする。

質疑

副委員長

今説明にあったように、1～3章は前回と比較して補筆がされているが、それほど大きくは変更されていない。先日の懇話会でも、3章まではそれほど大きな意見は出ておらず、この間に少し追記された程度である。4章以降が今回の主で、文化財保護委員としての意見があれば出していただきたい。

まず4章についていかがか。前回と比較すると、相模人形芝居下中座の取組や、史跡めぐりコースの紹介が追加されている。

特にないようであれば5章に移りたい。将来像や基本的な方向性について記載されている。59ページの[参考]のところで、前市長の施政方針が載っていたが、市長が交代したのでスローガンが変更されるのではないかという御意見に対応されたくらいかと思う。

委員

「将来のイメージ」と「基本的な方向性」のところで、「将来のイメージ」には「まち」という言葉が多数出てきており、こうした文化財を保存活用しながら魅力的なまちに繋がっていくという話だが、それに対し「基本的な方向性」には、都市計画やまちづくりをイメージした取組があまりない。そうしたものを保存していく上で歴史景観の保全であるとか、それこそ歴史的風致の保全など、もう少しまちづくりや都市計画の方向性や取組について明記されたいのではないか。

事務局

この計画に先行し都市部で作成している歴史的風致維持向上計画が2期を迎えており、様々な方に御協力をいただきながらそれなりに成果を上げているところである。板橋の区域や南町の区域で歴史的な建造物が守られているのはこの計画があればこそだと思う。文化庁からも、基本的には同じ方向性を向いた計画でないとおかしいと指導されている。我々もできるだけその要素を取り込もうとしているところではあるが、足りていない部分もあるかと承知しているので、御意見をふまえて対応させていただきたい。

副委員長

5章が将来像と基本的な方向性で、6章が保存と活用の基本方針ということで続いていくのではないかと思いますので、6章も併せて御意見をお聞きしたい。ここも前回の委員会で示されたものとあまり大きくは変わっていないと思う。懇話会でも、やはり歴まち（歴史的風致維持向上計画）との位置づけの問題が一番話題となった。

懇話会の中では、一番話として出たのは7章の関連文化財群のところであった。前は関連文化財群がもっと多かったが、8個に整理され、順番が変わった。また、懇話会ではまだ地図が示されていなかった。地図にどのような盛り込み方をするかということは、読む側からすると目につくので、そのあたりの意見が多く出ていた。

委員

前半の関連文化財群のところで、構成する文化財に何を挙げるかがすごく大事だと思う。例えば8番の「地域に根付いた生業と多彩な民俗文化」について言うと、なりわいであれば内野醤油店はここに入るかと思うが、逆になりわい交流館やだるま料理店などは5番の「近

世小田原城と城下町・宿場町」に入っている。これらをどのように分けるかということと、きちんと網羅できるかということが一番心配なところである。さらに、歴まちでいう重点区域にあたる文化財保存活用区域では、その地域の中に入っていないといけないので、例えば板橋地区に国府津の旧石田家別邸が入っているとおかしいので、意味付けの違いを意識する必要がある。また、区域1は三の丸となっているが、史跡と合っていないので、歴まちと合わせて総構とすべきではないかと思う。

事務局

史跡を保存していくという強い意志を行政として示したいので、保存活用区域については、そのことを必ず念頭において修正したい。最初に言われた構成文化財のリストについては、どうしても指定文化財から先に入れているので、御指摘のとおり未指定や登録有形文化財がリストから落ちてしまっている。なりわいについては、懇話会の丁野座長からも、なりわいは小田原の特徴という御意見を度々いただいているので、漏れがないようにしたい。次案については、今年度3月の委員会で一旦はかたちを作るということで、現在かなり荒い案で申し訳ないが、委員会に先立って行われる懇話会で出た意見を反映させたものについては、委員会よりも先にお示ししたいと思う。文章の字面というよりも、御指摘いただいたように決定的な文化財の抜けがないかということが一番大事かと思うので、そういった点について、次回の委員会の会議の場でも、事前にメールやお電話等でもいただければ有難い。

委員

歴史的風致形成建造物が基本的には入っていないようだが、歴まちとのすり合わせという面でも、候補物件も含めて入れた方がいいと思う。

事務局

素案について庁内の関係所管と話をすることや、文化庁と協議をする場があるので、それらによってより完成に近づけていきたい。

副委員長

7章は、懇話会の後で丁野座長と話題となったのは、文化庁からは文化財保存活用区域は必ずしも決めなくてもいいと言われている。歴まちでは重点区域というかたちで入っている。懇話会には地元の商工業者の方や自治会の方が構成員として入っているので、一番関心のあるところだと思う。この活用区域は前回までは記載がなかったが、今回初めて作られたが、まだ急ごしらえでとりあえず入れたという感がある。文化財保存活用区域は入れるということになったのか。

事務局

7章と8章については相当意見を出している。特に文化財保存活用区域について、先ほど御指摘いただいたとおり、総構は国庫補助を受けて整備しているので当然入れたいが、そうすると板橋はどうしようかというところで、区域から外れてしまうかと思っている。石垣山と石丁場については一括りで、重複して指定されているところもあるので、やはり今後国費を入れて整備したいと思っている。この計画は我々の基本計画であると同時に、文化庁に対し、ここを重点的にやっていくというアピールの場でもあると思う。保存活用区域に入れな

いと、文化庁と交渉する中で、小田原市としてどこを一生懸命やっていきたいかというのを示さなければならない。全部がそうというわけではないが、文化財保存活用区域は入れているということである。また、7章の関連文化財群については、当初は3番の「曾我物語と鎌倉幕府ゆかりの地」が入っていたのだが、課内でうまく意思疎通ができず抜けてしまっていた。しかし、やはり石橋山合戦や曾我兄弟は、小田原として全国にアピールできるものなので、前回の懇話会では抜けてしまっていたが、その後に入れることとなった。細かく見ていくともっと入れたいものの時間切れで書き込めていないところがあるが、大きな枠組みの中ではしっかり見ていきたいと思っている。文化財保存活用区域は総構と石垣山・石丁場の二つで、関連文化財群はお示しした八つでいきたいと思っている。

委員

板橋はどうするのか。歴まちの重点区域では板橋も含めているが。

事務局

現在の案の板橋は歴まちの重点区域の範囲である。

委員

歴まちの重点区域では総構に板橋も入っているので、一致させては。

事務局

歴まちは、小田原の場合だとみかん、梅など食べ物が多く入っている。これも合わせようとするとなかなか上手くはまらない。ただ、合わせられるところは合わせていこうと思う。なりわいのところで少し触れていくかどうかと思っている。

委員

歴史的風致維持向上計画はある程度期限が定められたものであり、ある意味では今後の文化財の保存活用を図っていく上での準備期間である。準備を補助するというのが文化庁のスタンスであるから、歴まちの重点区域に設定しているのであれば、その後の文化財保存活用地域計画を立てる上で重点区域をベースにするのは素直なやり方ではないか。

副委員長

歴まちとどのように棲み分けるか。文化財保存活用地域計画は文化財を中心に動いていくものだと思うが、歴まちはどうしても地場産業や食べ物などが中心となる。懇話会で話し合うと食べ物の話が出やすいが、あまりそちらにばかりいってしまうと文化財が薄くなってしまふ印象がある。特に7章の八つの関連文化財群で現在の文化財がカバーしきれんかどうか。それが文化財保護委員会として意見が出てくるところかと思う。

委員

文化財保存活用区域は今後増える可能性はあるのか。栢山や曾我地域などもよろしいかと思うが。それと、111ページの石垣山の説明文に「長期戦に備えた本格的な総構」という記述があるが、これは小田原城についての説明だと思うので、修正が必要である。

事務局

文化財保存活用区域については、総構の範囲が非常に広いので、あまり広げるとどこが重要なのかということになってしまうという斟酌はあろうかと思う。また、先ほどの話のとお

り、市の姿勢としてやはり史跡の整備に向けた意気込みをこの区域で示したいと思うので、基本的には先ほどから名前の出ている総構が一つ、もう一つは石垣山や江戸城石丁場がポイントになろうかと思う。あとは、先ほどの委員のお話に出てきた部分をどうするかということかと思う。追加で今仰っていただいた地域については歴まちで重点区域ではないが、歴史的風致として記載しているところで、どこまで入れてどこから外すかということについては再度精査したい。それから、石垣山の説明文については見直して修正したい。

委員

本筋から外れているかもしれないが2点お伺いしたい。1点目として、1章や3章で学校教育との連携を謳っているが、7章を組み立てる中で学校教育へのアプローチについても意見が出ているのではないかと思う。具体的なものがあれば教えていただきたい。2点目は、先ほどからの板橋の件を伺っていて思うのは、総構の外側には都市近郊としての性格は、現状として残っているのか。例えば山林資源などは、明治維新から150年経過しているので、もう景観としては絶望的なものなのか、それとも、ここに盛り込んであるかは別として、景観として残っているのかを伺いたい。

事務局

1点目の子どもたちの教育は非常に大事な部分で、懇話会の構成員である下中座の林座長からも度々そういったお話を伺っている。先日教育委員会の副読本の内容の修正作業が行われ、文化財課でも苦労して確認したところであるが、専門家が見ると異なる視点かもしれないが、自分のような事務職員が見ると、こんなことまで書き込むのかと驚く内容になっている。その副読本の対象は中学生だが、小田原の子どもたちは勉強するのかということを変更している。そういったことにも教育委員会の、文化財課の学芸員は関わっているので、今後しっかりと子どもたちを教育する上で基本となる知識は間違いなく示したいと思う。また、教育関係の事業はなかなか難しいところがあり、教育委員会でこういったことをやってみようという話があっても、現場が忙しく実現しないことがままある。その時の担当であったり先生であったりにより多少左右される部分はあると思うが、取り組むべきだろうと思う。ただ、やると言っても誰がやるのかということで、なかなかがつちりと書けないことはある。しかし、学校によっては、例えば二宮尊徳生家に近い報徳小学校は、毎年尊徳学習の一環として田植え学習をするなど取り組んでおり、すべての学校が画一的ではないとは思いますが、少しでも多く小田原の歴史にふれあうような学習ができればと思う。なかなか具体的な紹介ができず意気込みで恐縮だが、1点目については以上である。

事務局

2点目について、板橋をどう捉えるかというのは非常に難しい問題で、現在の板橋は別荘地として別邸群があり、旧道には古い商家がまだ何軒か残っており歴史的な街並みが残っている。松永記念館や皆春荘など明治大正の建物が残っているという側面があるが、総構と一緒に見た時の捉え方として、小田原城の関連としていうとどうかという点を委員は気にされるかと思う。そういう意味では、城下町とまでは言わないが、城壁の中に入れてもいいのではないかと考えているところはある。富士山^{ふじやま}がそもそもどういう位置づけなのか、元々は

北条が守っていたのか、発掘調査をしなければ分からないが、北条氏康が引いたと言われる小田原用水は起点が板橋になるので、そういう意味では、総構の方が後から引いたラインという可能性もあるので、景観が残っているかという、小田原用水や富士山砦の位置づけが変わってくると、やや違うかと思う。今回、史跡の関係で括ると総構かと思うが、小田原城の関連という結構あると思う。お答えになっているか分からないが、どう括るかという話である。

委員

小田原城は保存活用の中核になると思うが、挙げられている保存活用区域は、正に中近世の小田原城を中心としており、すべて酒匂川の西側にあるが、東側は取り上げなくてよいのか。地域の人にとっては、自分たちの地域には何もないのかと捉えられかねないのではないかと心配をしている。あとはやはり、中近世のものだけで保存活用区域が構成されているので、それはどうだろうかという思いがある。

事務局

御指摘はよく分かる。関連文化財群では、そのあたりのことを配慮したつもりである。先ほど話に出た、鎌倉幕府のことを入れようというのは、正に曽我地区のことが抜けていたが大事だからと入れたもので、石橋山なども早川・片浦地区が抜けてしまうので入れたものである。保存活用区域は、文化庁にアピールするのはどこかという点を意識していると思っていただければと思う。関連文化財群は地域的なバランスをとったつもりだが、保存活用区域は補助金の活用などのこともあるので、国指定史跡がどうしても出てくる。国登録有形文化財なども対象となるかもしれないが。そのあたりは区分けしていることを御理解いただけるとありがたい。あまり多いと、こんなにあるのかということになるので、現在実際に国として認められている小田原市として大事なところを保存活用区域とすると、市としてはいいかと思う。とはいっても、国指定史跡が三つもあるということはあるが。

副委員長

確かに、すべての地域を隈なく対象としようとする、どんどん歴まちに似ていってしまうということはある。

委員

関連文化財群では八つのテーマが設定されており、もっとたくさんあったものを減らしたということで、それは仕方がないことと思うが、原始から古代が一つにまとめられていて、なおかつ地域もすべて一緒になっているのが寂しいと感じた。特にこれまでは、小田原以外では古代の千代や足柄の官衙について、これは相模で八つしかないうちの一つがあるということなのだが、それもまとめられてしまっているということだけはお伝えしておきたい。

事務局

検討する。

副委員長

そのあたりは、上手くバランスよく落としていただければと思う。

委員

基本的なところになるが、この計画は誰に見せるものか。

事務局

まずは市民の皆さんに見ていただくということが大前提である。

委員

そうすると、市民の皆さんが見て小田原市の文化財政策はこれだと納得していただけるものとする、あるいは、納得できない部分もあるかもしれないが、これが市の方針であると庁舎内でも市民の皆さんへもお示しするということか。そうであるとする、もう少し練らないと市民の方々が理解するのはやや難しいという気がした。もう少し具体的で、資料については、これだけのページのものを市民の皆さんが見るとするのはほとんど苦痛でしかない。論文を読んでいるようになってしまう。市民の方たちに向けて、もう少しコンパクトに、これが基本にあるというのがよろしいかと思う。今日の議論にあった目指す方向性については、市民の皆さんが、小田原市の文化財についての意識を高めるにはどうしたらいいだろうかという方法が書かれているが、学校教育も大切であるし、古式消防の話でも、それぞれの地域で協力し合うしかない。文化財課が頑張っても人数に限りがあるし、学校教育といっても先生も長期間いるわけではないので、最終的には地域の人たちが協力し合い、その中で行政と学校とも協力し、できることをやっていくことしかないのかなと思う。長続きするような活動をやっていく。また、7章がかなり話題となったが、これは10年計画か。そうであるならば、今後の展開を含ませてはいかがか。細かくは示せなくても、認識しているということを示すことは大切であると思う。次のステップの時に、そこをまた議論していこうということにすればいいと思う。最初は漏れなくすべてを等価値に実施するのではなく、今はここを重点的に取り組むがここも忘れていない、ということを階層的に入れてみてはいかがか。

あとは、8章の「文化財の防災・防犯」について、最近このことをすごく大切だと思い直している。至近な例で言うと能登半島の地震で、新聞記事にも出ていたが、個人では文化財の保全ができなくなっている、数十億円もかかるので個人ではとてもできないということである。自然災害も人災もあるが、災害が起きた時にどのようにしていくかということを考えることと、小田原市で実際に災害にあった文化財は何かという記録を調べておく必要がある。一般論ではなく小田原市固有の課題として、ここでこういうことがあったのでこのように対応してきた、今後こういうことが起きたらこのように対応していきたい、あるいは皆さんの御協力を得たいということが必要である。防災・防犯のことについては、小田原市固有のことを考えることで、市民の方も身近なものとして捉えるのではないかな。

事務局

1点目の、市民に分かりやすくという御意見は御指摘のとおりである。成案がある程度固まったところで必ず概略を作り、市民に分かりやすいかたちでの公表を考えたい。学校教育以外に、社会教育や地域の活動の中での文化財や歴史の溶け込ませ方として、近い例では、市内の上府中地域は地域活動の中で歴史に興味に興味を持たれており、地域の方だけでなく地域が学校も巻き込んでいる。小学校と中学校の先生に、地元の重要な文化財や歴史の講座を行うので是非聞きにきてほしいといった声かけを毎年のように行っている。ここ数年、毎

年のように文化財課がお呼ばれをしており、先日文化財課長が専門家として講師を務めた。他の地域でも同様に声がかかることはあり、そういったタイミングは非常に大事だと思っており、御要望がある限り応えていくというのが長く続いていく秘訣だと思う。

防災に関しては、自分も思うところがある。先日、神奈川県主催の会議でも、防災センターの方が能登のお話をされていた。大変な被害を受けており、文化財レスキューも動いているが、文化財を一時的に避難させる場所が広い範囲で2箇所のみであったということで驚いた。貴重な資料を2箇所に集めて、その後どうするかということまでは至っていないのだと思うが、関東でも同じような災害が起こった際には、それ以上に文化財が危険に晒される恐れがある。小田原には博物館がなく、学芸員も足りていないというと語弊があるが、専門の学芸員がなかなかおらず守る場所もないという実情を考えると、他の自治体も同様だが、広域で取り組んでいかなければならないということを強く感じている。県で会議を開いてそのようなことを考えていこうとしているので、この計画での書きぶりはこの程度になってしまうかもしれないが、具体的なことはそういった会議の場で詰めて参りたい。

小田原市では、震災以外にも盗難等リスクがあるが、震災では建造物が一番被害を受けやすいと思う。分かりやすいのは、小田原城や石垣山の石垣が崩落しているというハザードがあるが、リスクの高い場所とそれほどでもない場所は行政で把握しているので、風水害の被害を集中的に受けやすい場所をきちんと認識し、この地域計画は文化財の計画だが、防災上の計画は全庁的にあるので、ここがリスクの高い地域だということは市民の皆さんに示していきたいと思う。

事務局

市民に対してということで言うと、今回の地域計画を作成するにあたり、各自治体を通して市民アンケートを実施することができたが、その内容を書き込めていないので、書き込んだ方がいいという話は先日課内で話したところである。その中から皆さんの認識を挙げないとこちらがどう対応するかということもないので、アンケート結果は載せたいと思う。

もう一点載せたいと思っているのは、先ほど事務局の発言にもあったように、熱心な地域があるということである。上府中地域は毎年遺跡巡りなどを学校の先生も一緒に地域コミュニティで実施しており、文化財課から職員が講師として参加し、遺跡の話などもしている。そういう地区のことを紹介すると、他の地区の方もやってみようかということになる。上府中や富水も熱心である。地域コミュニティの組織が熱心なところとそうでないところはどうしても差があるので、地域コミュニティとしてそういった取組を行っているところをスタディといったかたちで事例として取り上げたら、他の方にも響くのではないかなと思う。

もう一点は、先ほど事務局から申し上げたとおり、博物館の存在がこれから大きくなるだろうと思う。小田原市には残念ながらきちんとした博物館がなく、本日の委員会前に行われた視察で御住職が仰っていたとおり、文化財をどうやって保存していったらいいのだろうかということをお寺や個人の所有者の皆さんは深刻に考えている。鎌倉国宝館は、関東大震災を契機に市内の文化財を守ろうということでできた博物館だが、そこまでとはいかなくても、市としての備えはどこかでしなければならないということを書き込んだ方がいいと思ってい

る。

委員

8章について、文化財の防災・防犯ということで基本的には文化財レスキューや文化財防災など被害者の立場だと思うが、史跡の保存活用で計画を作る際には、史跡のような広い場所は市民の防災・減災拠点になるということがよく書き込まれるので、そういったことをどこかに入れてはどうかと思う。

事務局

自治体として地域防災計画を必ず作ることになっているが、小田原城跡はあれだけの広い土地を持ちながら、防災計画では避難所等には何も指定されていない。それは防災を担当するセクションで色々考えがあつてということだが、必要に応じて情報交換しながら、防災計画での文化財の位置づけに加え、防災としての立場を史跡など広い土地を持っているところに活かせるか活かせないかについても議論が必要だと思う。長期的に避難所が営まれるということはないが、一時的な避難場所にふさわしい場所なのかという議論かと思う。

委員

いざ災害が起こってしまうと人が集まると思うので、勝手に杭を打ち込んで仮設の避難場所を建てる人も出かねないということで、事前に策を練っておくのもいいかと思う。

事務局

関東大震災で一番被害を受けているのは恐らく小田原城で、実は割と弱い。周縁部の寺院は関東大震災では案外つぶれておらず、江戸時代の仏殿が意外に残っているが、小田原城や石垣山城は関東大震災でかなり崩れているという実態があるので、弥生時代など古い時代の遺跡であれば防災のところでいいかと思うが、城郭は安全性よりも防衛性の面でふさわしい場所に作られているので、適応するかどうかを検討したい

副委員長

大分話が出てきたので、今後のスケジュールと、最終的な意見をどのように出したらいいか、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

資料2-2に今後のスケジュールを示している。計画を作成していくというお話をした最初の時にお示ししたものに微修正を加えたに過ぎないが、本日の文化財保護委員会以降のおおよその動きである。3月の委員会前に懇話会を開催し、一旦の素案を作成する。問題は令和7年度に入ってからで、文化財保護委員会の第1回をできれば6月頃に開催したいと思っている。というのは、令和6年度で一旦は素案を確定するが、パブリックコメントの実施等の事情でそれが変わる可能性がある。教育委員会としての最終案をお示ししたいのは来年6月頃である。それから内部的な事情だが、市議会等での報告をふまえ、概要版等の作成の検討に入りつつ、文化庁協議を重ね、夏に文化庁に認定申請を行うという流れである。その際に、文化庁からの修正指示が大量に戻ってきて、大変失礼ながら一旦固めたもののカタチが若干変わりつつ、文化庁認定が12月になる予定である。認定以降、計画書本体と概要版を印刷し交付という流れとなる。今年度は3月、来年度は6月頃に文化財保護委員会でお示しを

するのでよろしくお願いいたします。

副委員長

時間はあるようでないという印象である。委員の皆さんからも何かあれば情報提供していただければと思う。そろそろ最後まで空欄のないものを作成するようだろう。最終的には委員長と副委員長で確認することになるか。

事務局

御意見を頂戴し、かたちが変わるところもあろうかと思う。もちろん具体的な御意見もだが、都度お返しするというよりも、大きな御意見をいただいて、最終的に委員長と副委員長に確認をとる流れで進めていきたい。

(2) 報告事項

ア 台風 10 号による史跡の被害について

事務局が資料 3 に基づき説明。

1 の被害概要だが、令和 6 年 8 月 29 日から 9 月 2 日の台風 10 号で跡に被害があった。小田原城跡は、まず(1)屏風岩西堀だが、場所としては城址公園こども遊園地の西側になる。写真①～③を御覧いただきたい。幅約 12m、斜距離約 14m にわたり崩落が発生したが、法面の表面に堆積した表土が崩れており、堀法面自体のき損は無かった。続いて(2)三の丸外郭新堀土塁で、写真は④、⑤である。北東側法面の幅約 15m、斜距離約 11m にわたり崩落が発生した。法面の表面に堆積した表土が崩れており、遺構のき損は無かったと考えている。次に(3)御用米曲輪南東堀、城内弓道場の駐車場において、写真⑥、⑦を御覧いただきたいが、直径約 40 cm、深さ約 35 cm にわたり陥没が発生した。現代の埋土、既掘削範囲のため、遺構自体のき損は無かった。次に史跡江戸城石垣石丁場跡だが、写真⑧を御覧いただきたい。林道沿いで、矢穴、刻印がある石垣石 1 つが 1.5m 滑落しているのが見付かった。石自体に破損は無かったが、斜面をずり落ちたため、文化庁に報告した。以上 4 箇所に被害があったが、人的被害はなかった。

質疑

委員

復旧のめどはどのようにお考えか。

事務局

(1) 屏風岩西堀は、実施設計を予定しており、できれば令和 7 年度予算でということで調整中である。(2) 三の丸外郭新堀土塁も、令和 7 年度に実施設計を予定しており、その翌年度に工事ということで調整をしている段階である。(3) 御用米曲輪南東堀は土を埋めて復旧した状態である。史跡江戸城石垣石丁場跡は、いかんともしがたくこのような状況のままとなっている。

委員

小田原は土の遺構が多いためなかなか大変かと思うが、近年、集中豪雨が原因でこうした

被害が出るケースが増えている。今年の例では、松山城で大崩落があり、残念ながら亡くなった方も出てしまった。これからの時代は、事故が起きてしまった後に復旧するということも重要だが、防ぐ方も考えていかなければならない時代になったという印象である。集中豪雨の前に、危ない所に土のうを置くなど対応できる。瀬戸内海の能島城という島一つが城になっているところがあるが、砂山でできた城で、大きな台風が来る度に崩れている。そちらの対応として、水道を消し、あえて排水の経路を作るなどし、水道を調査するなど徹底している。能島城の状況を参考にさせていただいてはどうか。復旧の方法として、能島城では植生土のうを使っており、土のうとしても1トン分くらい土が入るとも大きなものである。植生土のうなので、時間が経つと草が生えるなどし景観が悪いものでもないので、検討していただければいかがか。

事務局

今後、文化庁や神奈川県と協議しながら検討したい。

イ 史跡小田原城跡の追加指定について

事務局が資料4に基づき説明。

令和6年6月24日に開催された国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国指定史跡「小田原城跡」について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に答申された。令和6年10月11日に官報告示があり、第14次指定になるが、次のとおり追加指定されたので御報告申し上げます。追加指定地としては二箇所ある。

一箇所目は百姓曲輪で、面積は1238.88 m²である。すでに指定されている百姓曲輪の東側に位置し、百姓曲輪南側斜面の空堀2条のうち、東堀の延長上に位置し空堀の存在が想定される場所である。また、堀を隔てて尾根状の地形が連続しており、百姓曲輪と関連する遺構が残されているものと考えられる。資料裏面の地図のうち、百姓曲輪で黒く塗られている部分が追加指定地である。

二箇所目は総構二重外張^{とぼり}で、面積は373.00 m²である。概要としては、天神山尾根の一部で丘陵の斜面部にあたり、江戸時代には近世城郭化された三の丸低地部とは異なり、大きな開発を受けないまま埋没が進行した場所であると考えられている。資料裏面地図を御覧いただきたい。やや分かりづらいが、真ん中より少し下の既指定地の左右に分かれているところが追加指定地である。

質疑

なし

ウ 文化財公開事業の成果について

事務局が資料5に基づき説明。

11月から12月にかけては、例年、公開事業を行っている。「埋蔵文化財保存活用公開事業」については、(1)として埋蔵文化財に関する特別展、(2)として今年度も発掘調査

を進めた御用米曲輪の見学会、(3)(4)は三の丸ホールを会場にした発表会と講演会である。

「文化財建造物公開事業・民俗芸能保存団体への支援」として、文化財建造物の観覧会、小田原民俗芸能保存協会主催の後継者育成発表会を実施した。それぞれの事業について来場者数を記載している。コロナ禍明けの昨年度と比べると人数は少なめだが、埋蔵文化財調査の意義や成果、身近にある歴史的建造物の紹介、無形民俗文化財の後継者育成の一助となったと評価している。

質疑

なし

エ 相模人形芝居総合調査について

事務局が資料6に基づき説明。

令和7年度以降の事業についてだが、予算が確定していない状況であるので、文化財課としての考えであると御理解をいただければと思う。

数年前から検討されていた事業だが、「相模人形芝居」の総合調査を、関係4市が共同で実施しようとするものである。国指定重要無形民俗文化財に指定された保護団体として、本市の下中座、厚木市の長谷座・林座とあり、県指定には平塚市の前鳥座と南足柄市の足柄座がある。それぞれ、状況に差はあれども後継者確保の課題を強く意識しており、また、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」にもあたることから、文化庁・県・市で調整してきた経緯がある。

スケジュールは、3か年の調査で報告書を刊行する見込みである。体制図のとおり、調査委員会を組織し、平塚市が事務局を担う。

なお、この調査事業には、当初より委員に御指導をいただいております、引き続き御協力を賜るよう感謝とお願いを申し上げて説明を終える。

質疑

なし

(3) その他

事務局

追加で配布した資料について御説明する。12月23日に、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を開催した。委員にも御出席いただいている部会である。その中で現在行っている御用米曲輪の発掘調査状況について確認等し、その後に整備について状況等を議論したところであるが、現在見つかっている遺構の中で北条氏政の時代の館のものと考えられるのではないかという議論があった。その際の傍聴されていたのが神奈川新聞の記者の方だったが、熱心に取材される方で、市から情報提供したというより、独自に取材された記事が出

たというところである。このため、どのような記事が出るか分からなかったが、掲載前日に記事にしたいというお話があり、配布資料のような記事が出たというところである。見学会は11月に実施したばかりなので、この後すぐに見学会は予定していないが、来年度以降も発掘調査を継続していきたいと思っている。

委員

記事中の写真は、北条氏政邸と言われると思うが、事務局いかがか。

事務局

写真について、現場で見つかった北条氏政邸のものとみられる礎石（手前）というのは、委員には御覧いただいたが、現況で確認名で出ている礎石を載せて引いたラインに載っていない石を写真に載せたものと思われる。

委員

これがその面にあたるかどうか確認されていないので、館跡と言われると語弊のあった記事かと思う。

副委員長

他に特にないようであれば進行を事務局にお渡しする。

事務局

次回、第3回文化財保護委員会については、先ほど担当から申し上げたとおり令和7年3月中旬～下旬で日程調整を行うので御協力をお願いしたい。また、委員の皆様におかれては師走の時期に御出席いただき感謝申し上げます。

以上